

令和4年10月25日

技術管理課

千葉県県土整備部における『建設現場の遠隔臨場』の試行について

1. 目的

千葉県県土整備部が発注する工事（営繕工事を除く）の建設現場において「段階確認」、「材料確認」と「立会」を必要とする作業に遠隔臨場を適用して、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」、発注者（監督職員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、以下の事項を定めるものである。

- (1) 適用の範囲
- (2) 遠隔臨場に使用する機器構成と仕様
- (3) 遠隔臨場による段階確認等の実施及び保存

2. 国の状況

国土交通省：建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）R3.3

建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）R3.3

令和3年度における遠隔臨場の試行について（R3.3.24 事務連絡）

建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）R4.3

建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）R4.3

港湾の建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）R3.3

港湾の建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）R3.3

3. 試行内容

- (1) 段階確認、材料確認、立会での確認
 - ・受注者がウェアラブルカメラ等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認する。試行内容については、受注者との協議により実施する。
 - ・受注者は、遠隔臨場の映像と音声を配信するのみであり、そのデータの保存を行う必

要はない。

ただし、確認実施者が現場技術員の場合は、映像と音声の保存を行う。

- ・ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能(ウェアラブル:Wearable)なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。一般的なスマートフォンやタブレット等のモバイル端末を使用すること(各種アプリのビデオ通話機能を想定)も可能である。

(2) 機器の準備

遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の資機材は受注者が準備、運用するものとする。

ただし、発注者の事務所等に備え付けられた既存の機器等が利用可能な場合に、発注者の了解が得られ、かつ受発注者間の調整が整った場合はこの利用を妨げるものではない。

(3) 対象工事

対象工事は県土整備部が発注する工事(営繕工事を除く)の内、「段階確認、材料確認又は立会を映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」とする。

(4) 試行件数

各土木事務所は、遠隔臨場の導入による効果の検証及び課題の抽出を行うため、対象工事のうち、下記留意事項を踏まえ、工事を2件程度選定し、当初設計で発注者指定型として試行を実施する。なお、対象工事のうち受注者との調整等によりこれ以上の試行が実施できる場合は、事業主管課と協議の上、設計変更により発注者指定型として実施することを妨げない。

○留意事項(遠隔臨場の効果が期待できる工事例)

- ・構造物等の立会頻度が多い工事
- ・施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事(概ね片道30分以上を要すもの)

- ・施工時に新型コロナ感染対策として、人と人との接触を減らすように求められる工事
(閉鎖空間で作業するもの)

(5) 工事の取扱い

① 新規発注工事

- ア) 対象工事のうち、各土木事務所で選定した工事は、当初設計で発注者指定型として発注することとし、特記仕様書に「『遠隔臨場試行工事（発注者指定型）』の対象工事である」ことを記載する。
- イ) 対象工事のうち、各土木事務所で選定していない工事は、特記仕様書に「遠隔臨場の試行を希望する場合は、発注者と協議し、試行可能と回答が得られた場合は『遠隔臨場試行工事（発注者指定型）』とすることができる」ことを記載する。
- ウ) 対象工事に該当しない工事において、受注者から遠隔臨場の実施希望があった場合は、試行を行うことを妨げない。

② 施工中の工事

- ア) 対象工事について、受注者から遠隔臨場の実施希望があった場合は、受発注者間協議し、試行可能と判断した場合は、設計変更により発注者指定型として試行する。
- イ) 対象工事に該当しない工事において、受注者から遠隔臨場の実施希望があった場合も、試行を行うことを妨げない。

(6) 費用の負担

発注者指定型の試行にかかる費用は、当初設計では計上せずに、全額を設計変更にて技術管理費に積上げ計上する。

なお、対象工事に該当しない工事において、受注者の希望により遠隔臨場を行うものについては、試行にかかる費用の全額を受注者の負担とする。

(7) 費用の算出

【発注者指定型における費用の算出方法】

試行にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、管理費区分は「9：全ての間接費の対象にしない場合」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークホ^テレーティングシステム、アプリケーションソフト : 5 年

ハブ^ス、ルーター、リビ^テーター、LAN ホ^テート : 10 年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aioiroshinkoku/hitsuyoke>

[ih/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html](https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/aioiroshinkoku/hitsuyoke/ih/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html)

〈費用のイメージ〉

- ① 撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ② 撮影機器の設置費（移設費）
- ③ 通信費
- ④ その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

〈留意点〉

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者1社から見積もりを徴収し、対応すること。
- ・費用算出にあたっては、試行に必要な最低限の費用を計上すること。

(8) 工事成績評定

本要領を適用した遠隔臨場の実施の有無については、工事成績評定において評価対象としない。

(9) フォローアップ調査

令和4年度に本試行を実施した工事の受発注者を対象にフォローアップ調査を実施するため、積極的に協力すること。なお、調査内容等については、改めて依頼するものとする。

(10) その他

- ・遠隔臨場の試行対象工事は、「監督員が現場に行かなくて良い」というものではない。
- ・映像で確認できる材料確認や寸法確認の立会等において遠隔臨場を活用することにより削減された時間を有効に活用し「全体の確認が必要な現場臨場」や「受注者との打ち合わせ」等を充実させ、効率的な監督業務を行うことが重要である。